

# 全国エコファーマーネットワークのシンボルマーク使用規則

平成 24 年 12 月 13 日 制定

(24 土 壤 125 号)

全国エコファーマーネットワーク

一般財団法人 日本土壌協会

## (目的)

- 第1条 環境にやさしい農業の一層の推進を目指して組織された全国エコファーマーネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)の認知度を高め、活動の輪を広げることを目的として定められた「全国エコファーマーネットワークのシンボルマーク」(以下、「マーク」という。)について、その適正な使用を確保するため、この使用規則を定める。
- 2 この規則において、「ネットワーク」とは、農業生産活動に伴う環境負荷の低減等を通じ、消費者の求める安全・安心な農産物の生産と農業の環境保全機能の向上に資する農業生産活動を一層推進するため、全国のエコファーマー達が連携し、先進的な技術や経験を交流しつつ、相互の研鑽を深めるとともに、消費者や流通関係者とも交流を深める活動を推進することを目的として組織されたものをいう。
- 3 この規則において、エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成 11 年7月 28 日法律第 110 号)に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学合成肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画(以下、「導入計画」という。)を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者をいう。

## (図柄等)

- 第2条 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は使用規程のとおりとする。
- 2 マークの使用に当たって、使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、容器包装等デザイン上やむを得ない場合は、前項の規定にかかわらずマークの色を単色に変更することができる。

## (マークの商標権)

- 第3条 マークに関する商標権は、ネットワークの事務局である一般財団法人日本土壌協会(以下、「日本土壌協会」という。)が所有し、商標登録第 5521248 号で登録されているものをいう。
- 2 このマークは、ネットワークの会員で会員登録証が交付されているものだけに限り使用することができる。なお、農業生産法人等の法人として会員登録証が交付されている場合は、その法人等の構成員又は職員に限り使用することができる。
- 3 このマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。

(マークの使用)

第4条 マークの使用は、本条のほか使用規程及び使用細則により使用することができる。

- 2 マークは、ネットワークの会員が導入計画に基づき生産された農産物に貼付・添付するシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ及びワッペン、並びに名刺等に使用することができる。
- 3 マークを使用しようとする者(以下、「使用者」という。)は、マークの下段に会員登録証に記載されている会員番号を明記し、使用者が特定できるようにしなければならない。ただし、名刺等に使用する場合にあって、文字の識別又は印刷が困難な場合はこの限りではない。
- 4 マークを導入計画に基づき生産された農産物に貼付・添付するシール、包装容器・包装箱等に使用する場合は、その農産物の生産履歴を自主的に作成することを、事前にネットワークの事務局まで申告した上で使用しなければならない。
- 5 上記4の生産履歴を申告した使用者については、当ネットワークのホームページにおいて会員番号を公開するとともに、ネットワーク幹事及び事務局による現地確認等を行うことができることとする。
- 6 使用者は、消費者等に誤解を与えるような方法でマークを表示してはならない。また、エコファーマーマークと当該マークを同一農産物へ添付するなどの使用も避け、いずれか1つのマークで使用することとする。
- 7 なお、エコファーマーマークは、平成24年1月11日付けで全国農業協同組合中央会から商標権を譲渡された茨城県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、鹿児島県、沖縄県のエコファーマーの方々が使用できものである。

(マークの使用期間)

第5条 マークの使用期間は、使用者に係る会員登録の有効期間の範囲内とする。

(マークの使用料)

第6条 マークの使用料は、会員会費をもって使用料とし、当分の間無料とする。

(マークの適正使用)

- 第7条 日本土壤協会は、使用者が本使用規則を遵守せず、不正にマークを使用していると認められる場合は、適正な使用を行うよう改善勧告を行うとともに、改善されない場合にあっては商標法に基づく措置を講ずることとする。
- 2 日本土壤協会は、マークの適正な使用に関し、その他、必要な事項については、別途定めることができる。

附則

このマークは、平成24年12月13日から使用できるものとする。